

宇土市告示第85号

宇土市ホームページ広告取扱要綱を次のように定める。

令和2年6月10日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市ホームページ広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇土市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「バナー広告」とは、市ホームページ内に文字又は画像で表示された情報であって、当該情報を掲載された者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置、枠数、規格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の掲載位置 トップページ下部

(2) 広告の枠数 10枠

(3) 広告の規格

ア 画像サイズ 縦80ピクセル、横160ピクセル

イ 画像データ容量 20キロバイト以下

ウ 画像データ形式 GIF形式（アニメーション不可）

(広告掲載の基準)

第5条 掲載する広告は、宇土市ホームページ広告掲載基準（令和2年告示第86号。以下「広告掲載基準」という。）に適合するものでなければならない。

(広告掲載の期間)

第6条 広告を掲載する期間の単位は、月又は年とする。ただし、月単位とする場合であって、1月を超える連続した期間を広告掲載期間とする場合は、当該広告を掲載する年度の3月31日までを限度とする。

2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、月単位とする場合にあっては月の初日とし、年単位とする場合にあっては4月1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、月単位とする場合にあっては掲載開始日の属する月の末日（ただし、1月を超える連続した期間を広告掲載の期間とする場合にあっては、当該期間の最終月の末日とする。）とし、年単位とする場合にあっては掲載開始日の属する年度の3月31日とする。

4 前項の規定にかかわらず、広告掲載の期間内に、広告主の責めに帰さない理由により、ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載の期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合及びサーバー等のメンテナンス並びに市の責めに帰さない事由により閉鎖する場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込み及び適合検査)

第7条 広告掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、宇土市ホームページバナー広告掲載申込書(様式第1号)により広告の掲載を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあった場合は、速やかに広告掲載基準により審査を行い、広告掲載の可否を決定し、審査の結果を宇土市ホームページバナー広告掲載承認(不承認)通知書(様式第2号)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告の掲載順位)

第8条 市長は、広告掲載希望者の数が第4条第2号に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により、広告の掲載を決定する。この場合において、同順位の掲載希望者が複数ある場合には、掲載を希望する期間が長いものを優先することができる。

(1) 第1順位 事業内容が公共的性格を有する事業所等に係る広告

(2) 第2順位 市内に事業所等を有する事業所等に係る広告

(3) 第3順位 前2号に該当しないもの

(広告原稿の提出等)

第9条 広告主は、掲載開始日の前月10日までに、広告の原稿を市長が指定した場所に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された広告の原稿の内容が、広告掲載基準に反すると判断した場合は、広告主に対し、改善に必要な措置を採ることを命ずることができる。

(広告掲載料)

第10条 広告の掲載料(以下「広告掲載料」という。)は、次の表のとおりとする。

広告主	単位	広告掲載料
市内事業者等	月	4,000円
その他の事業者等	月	5,000円
市内事業者等	年	40,000円
その他の事業者等	年	50,000円

2 広告主は、広告掲載料を一括して前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の方法等)

第11条 市長は、第9条の規定により提出された広告の原稿を、原則として掲載開始日の午前0時に掲載するものとする。

2 市長は、前項の規定により掲載した広告を、原則として掲載終了日の午後11時59分に削除するものとする。

(広告内容の修正)

第12条 市長は、広告の内容等が各種法令、この要綱等に違反している、若しくは違反しているおそれがある、又は広告の内容等に誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載承認の取消し)

第13条 市長は、広告主が第10条の規定による広告掲載料を支払わない場合は、直ちに広告の掲載の承認を取り消すことができる。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により、広告掲載を中止し、若しくは中断し、又は広告の掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が1月を超えるとときは、毎月初日をもって広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、第9条第1項の規定を準用し、広告の原稿の提出を行うものとする。

3 前項の規定により提出された広告の原稿に係る必要な措置については、第9条第2項の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するとき、変更しようとする日から起算して10日前までに、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があった場合は、速やかに広告掲載基準により審査を行うとともに、リンク先の変更の可否について決定するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第18条 広告主は、広告主としての権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告取扱業者への業務委託等)

第20条 市長は、広告の募集及び広告掲載の申込みに係る業務を広告代理店に委託し、又は広告枠を直接売り渡すことができる。

2 前項の広告代理店は、競争入札により選定する。

3 前項の規定により委託先として選定された広告代理店(以下「広告取扱業者」という。)への委託期間は1年以内とし、委託契約締結に関する費用は広告取扱業者が負担するものとする。

4 広告取扱業者は、広告主を募集するときは広告掲載基準を遵守しなければならない。

5 広告取扱業者の選定その他広告取扱業者への業務委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(裁判管轄)

第21条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、熊本地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載事務取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。